

小規模特認校について

1 小規模特認校制度とは

小規模校の特徴である少人数での教育の良さを生かし、一人ひとりの児童生徒に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験的な学習活動等を通して、生きる力や豊かな人間性を培いたいという保護者の希望に対して、現住所のまま所定の条件のもと指定された学校に入学・転学できる制度です。

小中学校の通学区域の弾力的運用の一つとして、児童生徒数の少ない小中学校で通学区域の制限を外し、自由な通学を認めるものです。複式学級解消のために、他の通学区域に住んでいても、入学・転学ができると市町村教育委員会が定めることができます。

群馬県教育委員会に対する申請等は不要で、設置した後に報告することのみとされています。

群馬県内では、すでに邑楽郡板倉町において2小学校に導入されており、平成31年度からは館林市が1小学校に導入しています。

2 効果等

(1) メリット

- ア 小規模校は、学習面・生活面において児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- イ 小規模校は、学校行事などにおいて児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。
- ウ 小規模校は、小規模特認校制度導入により児童数が増加することで、学級や学校における活性化を期待できる。
- エ 小規模校に通学することで、新たな人間関係を再構築することができる。

(2) デメリット

- ア 通学区域が広範囲になるため、児童及びその保護者の通学に関する負担が発生する。
- イ 小規模特認校に通学することにより、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になる可能性がある。

3 導入想定校

- (1) 渋川市立伊香保小学校 平成31年度児童数73人
 (2) 渋川市立小野上小学校 平成31年度児童数36人

(平成30年12月1日調査時点)

4 スケジュール

平成30年12月26日	定例教育委員会協議会 ※小規模特認校について協議
平成31年 4月16日	総合教育会議 ※小規模特認校について協議
令和 元年 5月	庁議、校長会議などにおける協議
令和 元年 6月	地域住民、保護者等への説明 市議会への経過報告
令和 元年 8月	渋川市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正 渋川市立小学校小規模特認校の就学等に関する要綱制定
令和 元年10月	広報、ホームページによる周知
令和 2年 1月	制度利用者募集
令和 2年 2月	希望者の審査、許可
令和 2年 4月	入学